



妙高高原商工会だより

妙高市大字毛祝坂58-3 TEL 86-2378 FAX 86-4113
 URL <http://www.shokokai.or.jp/kougen/> MAIL kougen@plum.ocn.ne.jp

平成28年度英語版飲食店マップ掲載店舗募集

冬季インバウンド用の英語版飲食店マップの作成について、今年度は対象エリアを市全域に拡大し、妙高観光推進協議会（DMO）が実施します。

関係事業所へは商工会から案内文書を既に送付しています。

募集期限が10月5日（水）となっておりますので、掲載を希望される方は期限までに「平成28年度英語版飲食店マップ掲載申込書」を商工会へご提出ください。

- ◆掲載料金 ①飲食店紹介記事（写真含む）・・・1店舗につき5,000円＋消費税
- ②広告・・・1枠（1/2ページの予定）につき10,000円＋消費税

◆完成時期 12月5日（月）完成、12月7日（水）～9日（金）配布の予定です。
 申込書提出・お問合せは妙高高原商工会へどうぞ（☎ 86-2378）

課題解決に専門家を派遣します！ 専門家派遣事業をご活用ください！

新潟県商工会連合会では、企業の抱える様々な課題や改善点について課題解決のお手伝いをする「専門家派遣事業（エキスパートバンク事業など）」を実施しています。

この事業は、小規模事業者及び創業を予定する方々の経営や技術的なお悩み・ご相談に応じて、登録されているあらゆる分野のエキスパートを派遣し、具体的・実践的な事項に関して適切な指導助言を行う事業です。

例えば事業継承、経営計画作成、知的財産権、労務管理、情報化対応、新商品開発、商品のブラッシュアップなど様々なご相談に応じます。来年の持続化補助金申請のための計画書作成の相談もOKです。

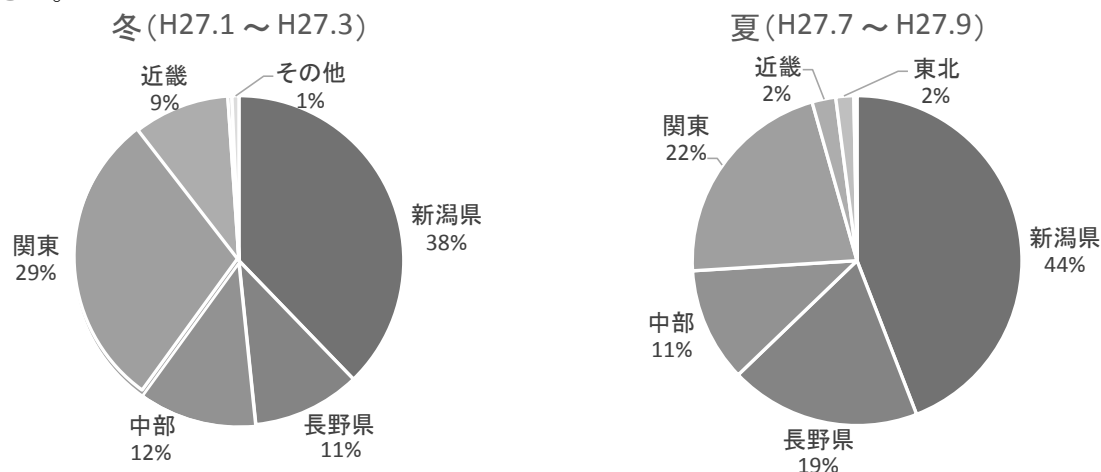
それぞれの企業の希望テーマに沿った専門家（中小企業診断士・税理士・商業施設士等）が事業所へ来て、2時間程度具体的なアドバイスをしてくれます。利用は無料ですので、ぜひご活用ください。

利用を検討・希望される方は妙高高原商工会へご相談ください。（担当：中田・小島）

ビッグデータによる妙高高原への来訪者分析

妙高高原への来訪者がどの地域から訪れているか、昨年冬と夏とを比較したグラフです。

冬は夏に比べて関東や近畿からの来訪者の割合が多くなっています。誘客促進、広告宣伝などの参考にしてください。



労働者、アルバイトを雇用したら労働保険への加入が必要です。

労働者（アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する必要があります。

まだ労働保険の加入手続を行っていない事業主は、妙高高原商工会へご相談下さい。

問合せ先 妙高高原商工会（☎ 86-2378）（担当：中田、小島）

上越労働基準監督署（☎ 025-524-2111）

上越公共職業安定所妙高出張所（☎ 73-7611）

講演会・講習会のご案内

★テーマ 「取引先や消費者心理の見抜き方」

◆日時 平成28年10月19日（水）午後3時30分～午後5時

◆会場 妙高市桶海 アパリゾート上越妙高

◆講師 株式会社 Clearwoods 代表取締役 森 透匡 氏

★テーマ 「外国人に対応した接客英会話」

◆内容 1回目 接客対応基礎編

2回目 1回目のおさらいと応用編

◆日時 （1回目）平成28年11月11日（金）午後2時～午後3時

（2回目）平成28年11月16日（水）午後6時30分～午後7時30分

◆会場 妙高高原商工会 2階（両日、同会場にて開催）

◆講師 ボルウェル デイビッド ブライアン 氏

（2回目終了後、講師を囲み情報交換会を開催します。）

★テーマ 「ソーシャルメディア・動画の活用で売上げをグッと伸ばす！」

◆日時 平成28年11月24日（火）午後2時～午後4時

◆会場 妙高高原メッセ

◆講師 ネットビジネスアナリスト 横田 秀珠 氏

○妙高高原商工会へお申込みください。（☎ 86-2378） 担当 中田

軽減税率対策補助金のご案内

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える国の補助制度です。消費税率引き上げ及び軽減税率導入の2年半の延期に伴い、この補助金の申請期限が延長される見込みですが、今のところ公表されておられません。レジの入替や改修を検討されている方は、早めに販売店等にご相談ください

◆補助率 2/3（タブレット等の汎用端末の補助率は1/2）

レジ1台あたり20万円が上限

◆補助対象 レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。

◆対象期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日の間にレジの導入または改修を完了させる必要があります。リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日がこの期間内であることが必要です。

◆申請期限 A型（複数税率対応レジの導入等支援）については、導入・改修後の申請となり、平成29年5月31日が申請期限となります。

B型（電子的な受発注システムの改修等支援）については、上記の対象期間内に事前申請のうえ、導入または改修を完了させる必要があります。

◆申請方法 メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。

※詳細は、軽減税率対策補助金のHP（<http://kzt-hojo.jp>）をご覧ください。